



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 2
- 公有水面埋立ての承認（漁港漁場課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 5

告 示

沖縄県告示第439号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市（川原第4地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年8月7日から令和8年3月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第440号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業）
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）
知念加入区	知念漁業協同組合の地区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）

沖縄県告示第441号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和7年10月1日 沖縄県指令農第1288号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 糸満市潮崎町一丁目1番地 糸満市
 - (2) 代表者 糸満市潮崎町一丁目1番地 糸満市長 當銘真栄
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 糸満市字糸満2274番及び2275番12の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位（D.L.+2.29メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点（英3）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から244度53分34.56秒1,679.600メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から255度03分37.30秒56.122メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から345度03分38.94秒430.394メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から18度47分11.21秒45.005メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から63度47分12.77秒263.157メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から153度47分10.29秒51.436メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から243度34分22.37秒164.050メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から198度39分13.78秒44.622メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から165度24分44.63秒148.240メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から165度09分01.99秒213.838メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点
 - ウ 面積 58,315.50平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置
 - (7) A区域 糸満市字糸満2274番及び2275番12の地内及び地先公有水面
 - (4) B区域 糸満市西崎町一丁目5番2の地内及び地先公有水面並びに糸満市西崎町一丁目6番4、6番3、6番2、6番17、5番、6番16、4番14、4番13、14番、4番11及び4番12の地先公有水面
 - イ 区域
 - (7) A区域 次の①の地点から各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点（英3）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から243度13分35.35秒1,689.603メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から255度03分38.22秒105.659メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から345度03分39.11秒553.866メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から63度47分12.78秒379.660メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から153度47分10.33秒106.953メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から243度26分49.29秒212.302メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から199度03分53.31秒25.921メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から189度31分34.20秒18.739メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から165度16分19.93秒355.017メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から255度30分16.56秒5.418メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点

- ⑫の地点 ⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点
 (4) B区域 次の①の地点から各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域
 ①の地点 四等三角点(英3)照屋城(北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒)から254度19分08.35秒1,848.933メートルの地点
 ㉔の地点 ①の地点から255度32分06.26秒222.431メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から345度32分07.69秒50.005メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から332度41分18.50秒453.464メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から294度16分45.66秒260.847メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から345度29分50.25秒294.539メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から75度29分49.97秒281.027メートルの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から165度29分50.19秒190.019メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から255度29分50.12秒51.956メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から165度36分05.73秒15.801メートルの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から137度03分42.06秒273.726メートルの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から144度36分21.47秒465.252メートルの地点

ウ 面積

A区域面積	112,268.53平方メートル
B区域面積	212,370.30平方メートル
合 計	324,638.83平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第442号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり承認した。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 埋立承認の年月日及び指令番号 令和7年10月1日 沖縄県指令農第1289号
- 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - 承認を受けた者 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 水産庁
 - 代表者 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 水産庁長官 藤田仁司
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - 埋立区域
 - 位置 糸満市字糸満2274番及び2275番12の地先公有水面
 - 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位(D.L.+2.29メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点(英3)照屋城(北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒)から244度53分34.56秒1,679.600メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から255度03分37.30秒56.122メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から345度03分38.94秒430.394メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から18度47分11.21秒45.005メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から63度47分12.77秒263.157メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から153度47分10.29秒51.436メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から243度34分22.37秒164.050メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から198度39分13.78秒44.622メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から165度24分44.63秒148.240メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から165度09分01.99秒213.838メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点

ウ 面積 58,315.50平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(7) A区域 糸満市字糸満2274番及び2275番12の地内及び地先公有水面

(4) B区域 糸満市西崎町一丁目5番2の地内及び地先公有水面並びに糸満市西崎町一丁目6番4、6番3、6番2、6番17、5番、6番16、4番14、4番13、14番、4番11及び4番12の地先公有水面

イ 区域

(7) A区域 次の㉑の地点から各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 四等三角点（英3）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から243度13分35.35秒1,689.603メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から255度03分38.22秒105.659メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から345度03分39.11秒553.866メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から63度47分12.78秒379.660メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から153度47分10.33秒106.953メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から243度26分49.29秒212.302メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から199度03分53.31秒25.921メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から189度31分34.20秒18.739メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から165度16分19.93秒355.017メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から255度30分16.56秒5.418メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点

(4) B区域 次の㉞の地点から各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉚の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 四等三角点（英3）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から254度19分08.35秒1,848.933メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から255度32分06.26秒222.431メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から345度32分07.69秒50.005メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から332度41分18.50秒453.464メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から294度16分45.66秒260.847メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から345度29分50.25秒294.539メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から75度29分49.97秒281.027メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から165度29分50.19秒190.019メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から255度29分50.12秒51.956メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から165度36分05.73秒15.801メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から137度03分42.06秒273.726メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から144度36分21.47秒465.252メートルの地点

ウ 面積

A区域面積 112,268.53平方メートル

B区域面積 212,370.30平方メートル

合 計 324,638.83平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長

から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北大東村字中野及び字港
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年6月25日から同年9月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第444号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和7年11月25日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年10月21日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里南腰原1565番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.16メートル
 - (2) 幅員 6.05メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ガリバー那覇店 那覇市天久2丁目6番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社仲本雅総合商事 那覇市字銘苅239番地2 代表取締役 仲本雅有
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年11月25日から同年12月25日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1